

前年度からの主な変更点 ①

○ 補助率等について

重点事業の区分及び補助率と補助額の上限額が変更となりました。

事業の区分	補助率	補助額の 上限額
(1) 共生社会の理念普及につながる事業 (高齢者・障がい者・多文化共生等)	2分の1 以内	300万円 以内
(2) 地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業	3分の1 以内	1,000万円 以内
(3) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定率補助）	3分の2 以内	300万円 以内
(4) 地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）	定額	30万円 以内
(5) 若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業	3分の1 以内	300万円 以内

◆ 具体的な変更点

- (1) 従前の「高齢者が行う文化芸術活動の充実を図るための事業」、「障がい者が行う文化芸術の充実を図るための事業」に、「多文化共生事業」等を対象に加え、「共生社会の理念普及につながる事業」とすることにより、より幅広い取組を支援します。
 - (2) 「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」を新たに創設します。
 - (3) 従前の「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」の補助率を2/3に引き上げます。
 - (4) 「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業」に、定額補助（上限30万円）の区分を新たに創設します。
- ※ (5) 「若年者を文化芸術に携わる人材として育成するための事業」については、変更ありません。
- ※ 「先駆的事业」にかかる補助率及び補助額の上限額の特認は、令和5年度で終了しました。

【留意事項】

令和6年度は、事業の区分により、対象となる経費や事業期間等が異なるため、募集要項・申請の手引きが「3種類」あります。次の表を確認のうえ、参照すべき種類を間違えないようにご注意ください。

事業の区分	種類
「地域が主体的に文化芸術活動を通じて地域活性化を図る事業」	地域活性化版
「地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する事業（定額補助）」	伝統芸能（定額補助）版
上記以外の事業（特認を申請しない場合も含む）	通常版

※ ご覧になっている「募集要項・申請の手引き」は **通常版** です。

前年度からの主な変更点 ②

○ 利益等排除の取扱いについて

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は関係会社（※1）からの調達がある場合、補助対象事業の実績額の中から、補助事業者の利益等相当分を排除する必要があります。

（※1） 関係会社とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号）第8条で定義されたものをいいます。

- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条（抜粋）
8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が次の(1)～(3)の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

- (1) 補助事業者自身
- (2) 100%同一の資本に属するグループ企業
- (3) 補助事業者の関係会社（上記(2)を除く）

具体的な利益等排除の方法は以下のとおりです。

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合（上記(2)を除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合（※2）、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（※2） 製造原価及び販売費及び一般管理費については、それが当該調達品に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料を、P.18の「事業実績報告」で提出してください。